

目 次

令和7年3月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議 案 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
2	議 案 第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
3	議 案 第 4 号	箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
4	議 案 第 5 号	箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議 案 第 6 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議 案 第 7 号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議 案 第 8 号	箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議 案 第 9 号	箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議 案 第 10 号	箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
10	議 案 第 11 号	箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
11	議 案 第 12 号	箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
12	議 案 第 13 号	箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
13	議 案 第 14 号	令和6年度箱根町一般会計補正予算（第6号）
14	議 案 第 15 号	令和6年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
15	議 案 第 16 号	令和6年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第2号）

NO	議案番号	件 名
16	議 案 第 17 号	令和7年度箱根町一般会計予算
17	議 案 第 18 号	令和7年度箱根町国民健康保険特別会計予算
18	議 案 第 19 号	令和7年度箱根町後期高齢者医療特別会計予算
19	議 案 第 20 号	令和7年度箱根町介護保険特別会計予算
20	議 案 第 21 号	令和7年度箱根町温泉財産区特別会計予算
21	議 案 第 22 号	令和7年度箱根町宮城野財産区特別会計予算
22	議 案 第 23 号	令和7年度箱根町仙石原財産区特別会計予算
23	議 案 第 24 号	令和7年度箱根町蛸川財産区特別会計予算
24	議 案 第 25 号	令和7年度箱根町温泉特別会計予算
25	議 案 第 26 号	令和7年度箱根町育英奨学金特別会計予算
26	議 案 第 27 号	令和7年度箱根町水道事業会計予算
27	議 案 第 28 号	令和7年度箱根町公共下水道事業会計予算

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおり

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

環境センターの焼却炉に故障が発生し、早急に対応する必要があることから、補修工事経費について、規定予算を補正する必要性が生じたため、令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 2 月 5 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 6 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,631,478 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
65 繰入金		700,166	25,000	725,166
	5 基金繰入金	697,166	25,000	722,166
歳 入	合 計	13,606,478	25,000	13,631,478

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 衛生費		1,704,034	25,000	1,729,034
	10 清掃費	1,270,235	25,000	1,295,235
歳 出 合 計		13,606,478	25,000	13,631,478

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	700,166	25,000	725,166
歳入合計	13,606,478	25,000	13,631,478

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 衛生費	1,704,034	25,000	1,729,034	0	0	0	25,000
歳 出 合 計	13,606,478	25,000	13,631,478	0	0	0	25,000

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
65		繰入金	700,166	25,000	725,166
	5	基金繰入金	697,166	25,000	722,166
		5 財政調整基金繰入金	681,815	25,000	706,815

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 財政調整基金繰入金	25,000	財政調整基金繰入金追加	25,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
20		衛生費	1,704,034	25,000	1,729,034				25,000
	10	清掃費	1,270,235	25,000	1,295,235				25,000
		10 ごみ処理費	1,034,843	25,000	1,059,843				25,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	25,000	○清掃第1プラント施設維持管理事業追加 14 工事請負費追加
		25,000 25,000

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 7 年 6 月 1 日から施行となり、拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例を整理するため、本条例案を提出するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の給与に関する条例(昭和32年箱根町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(箱根町表彰条例の一部改正)

第2条 箱根町表彰条例(昭和37年箱根町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年箱根町条例第13号)附則第7項及び第8項
- (2) 箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年箱根町条例第14号)第8条
- (3) 箱根町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年箱根町条例第8号)第54条から第56条まで

(箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年箱根町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(箱根町消防団の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 箱根町消防団の設置等に関する条例(昭和41年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終る」を「終わる」に、「。又は」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。附則第 5 項において「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の箱根町職員の給与に関する条例第 16 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 4 号

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が令和 6 年 6 月 7 日に公布され、同法の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部を改正する規定が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出しようとするものである。

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び箱根町町税条例の一部を改正する条例

（箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 1 条 箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年箱根町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 12 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

（箱根町町税条例の一部改正）

第 2 条 箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

令和 6 年の人事院勧告に基づく職員の給与改定等を行うため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条第6項中「職員を」を「職員（職務の級が8級である職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 職務の級が8級である職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条を次のように改める。

(地域手当)

第7条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

3 人事交流等により町の地域以外の地域で民間における賃金、物価等が特

に高い地域に在勤する職員の地域手当の月額、前項の規定にかかわらず、当該地域の民間における賃金、物価等に関する事情を勘案して任命権者が別に定めることができる。

第7条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第7条の4第3項第1号中「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第4項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

第7条の4中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第13条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第14条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改め、同条第4項中「管理職手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「額)」の次に「及びこれに対す

る地域手当の月額合計額」を加える。

第17条第2項第1号中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同条第3項中「管理職手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第17条の2第1項中「第10項まで、第6条、第7条、第7条の3及び第7条の5」を「第11項まで及び第6条」に改め、同条第2項中「、第7条」を削る。

第18条の見出しを「(地域手当等の支給方法)」に改め、同条第1項中「時間外勤務手当」を「地域手当、時間外勤務手当」に改め、「とし」の次に「、地域手当」を加える。

第19条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	183,500	218,200	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	219,900	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	221,400	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	222,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	224,400	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	225,800	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	227,200	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	228,600	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	230,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	231,500	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	233,000	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	234,500	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	236,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	

14	202,700	237,500	278,400	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	239,000	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	240,500	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	242,000	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	243,400	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	244,800	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	246,200	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	247,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	248,600	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	249,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	251,000	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	252,100	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	253,200	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	254,300	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	255,400	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	256,400	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	257,400	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	258,400	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	259,400	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	260,400	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	261,300	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	262,200	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	263,100	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	263,900	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	264,700	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	265,500	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	266,300	310,400	358,500	377,900	407,200	449,300	
41	238,200	267,000	311,700	360,000	378,700	407,900	449,600	
42	239,100	267,800	313,000	360,800	379,500	408,600	450,000	
43	239,900	268,600	314,300	361,800	380,300	409,300	450,300	
44	240,700	269,300	315,400	362,800	381,000	409,800	450,600	

45	241,400	270,000	316,300	363,700	381,700	410,400	450,900	
46	242,000	270,800	317,600	364,800	382,400	411,000		
47	242,600	271,600	318,900	365,700	383,100	411,600		
48	243,200	272,300	320,200	366,700	383,800	412,200		
49	243,800	273,000	321,400	367,600	384,300	412,700		
50	244,400	273,800	322,700	368,300	384,900	413,400		
51	245,000	274,600	323,900	369,000	385,500	414,000		
52	245,500	275,300	325,100	369,600	386,200	414,500		
53	246,000	276,000	326,400	370,000	386,600	414,800		
54	246,400	276,700	327,500	370,600	387,200	415,400		
55	246,700	277,400	328,600	371,300	387,800	416,100		
56	247,000	278,100	329,700	372,000	388,300	416,600		
57	247,300	278,800	330,400	372,300	388,700	417,100		
58	247,600	279,500	331,300	373,000	389,300	417,800		
59	247,900	280,200	332,000	373,700	389,900	418,500		
60	248,200	280,900	332,800	374,300	390,400	419,200		
61	248,500	281,500	333,600	374,600	390,800	419,600		
62	248,800	282,200	334,000	375,100	391,300	420,300		
63	249,100	282,800	334,600	375,700	391,800	421,000		
64	249,400	283,500	335,300	376,300	392,400	421,700		
65	249,700	284,100	336,100	376,600	392,700	422,200		
66	250,000	284,800	336,800	377,200	393,400	422,900		
67	250,300	285,400	337,500	377,900	394,100	423,600		
68	250,600	286,100	338,100	378,500	394,600	424,300		
69	250,900	286,700	338,600	378,900	394,900	424,800		
70	251,200	287,400	339,200	379,400	395,600	425,500		
71	251,500	288,000	339,700	380,000	396,300	426,200		
72	251,800	288,500	340,300	380,500	397,000	426,900		
73	252,100	289,000	340,600	381,000	397,500	427,400		
74	252,400	289,600	341,100	381,600	398,200	428,100		
75	252,700	290,100	341,500	382,100	398,900	428,800		

76	253, 000	290, 700	341, 900	382, 400	399, 500	429, 500		
77	253, 300	291, 200	342, 300	382, 800	400, 000	430, 000		
78	253, 600	291, 700	342, 800	383, 300	400, 600	430, 700		
79	253, 900	292, 300	343, 300	383, 700	401, 200	431, 400		
80	254, 200	292, 900	343, 800	384, 100	401, 800	432, 100		
81	254, 500	293, 400	344, 100	384, 500	402, 500	432, 600		
82	254, 800	293, 900	344, 500	385, 000	403, 100			
83	255, 100	294, 300	344, 900	385, 400	403, 700			
84	255, 400	294, 600	345, 300	385, 800	404, 300			
85	255, 700	294, 800	345, 600	386, 100	405, 000			
86	256, 000	295, 100	346, 000		405, 600			
87	256, 300	295, 300	346, 400		406, 200			
88	256, 600	295, 600	346, 800		406, 800			
89	256, 900	295, 800	347, 000		407, 500			
90	257, 200	296, 000	347, 400		408, 100			
91	257, 500	296, 300	347, 800		408, 700			
92	257, 800	296, 500	348, 200		409, 300			
93	258, 100	296, 800	348, 400		410, 000			
94		297, 100	348, 800					
95		297, 400	349, 200					
96		297, 700	349, 500					
97		298, 000	349, 800					
98		298, 300	350, 200					
99		298, 600	350, 600					
100		299, 000	351, 000					
101		299, 200	351, 500					
102		299, 400	351, 900					
103		299, 700	352, 300					
104		300, 100	352, 700					
105		300, 300	353, 200					
106		300, 600	353, 600					

107		301,000	353,900					
108		301,400	354,200					
109		301,600	354,700					
110		301,900						
111		302,200						
112		302,500						
113		302,700						
114		303,000						
115		303,300						
116		303,600						
117		303,800						
118		304,200						
119		304,600						
120		304,900						
121		305,100						
122		305,300						
123		305,600						
124		306,000						
125		306,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	197,900	209,000	228,000	251,800	264,800	285,300	301,100	327,000

別表第 3 電気主任技術手当の項の次に次のように加える。

災害応急作業等手当	職員が国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急対策又は災害復旧のための業務に従事したとき	1 日につき 1,080 円
-----------	---	-----------------------

（箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改める。

第 2 条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

（箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正）

第 3 条 箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 29 年箱根町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 10 項」を「第 11 項」に、「から第 7 条の 3 まで、第 15 条及び第 17 条」を「、第 7 条の 3 及び第 15 条」に改め、同条第 2 項中「第 10 項」を「第 11 項」に改める。

（箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第 4 条 箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 条中「第 10 項まで、第 6 条、第 7 条並びに第 7 条の 3」を「第 11 項まで並びに第 6 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において箱根町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）第 6 条の規定の適用

については、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある状態者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある状態者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。
(通勤手当に関する経過措置)

- 5 第 1 条改正後給与条例第 7 条の 4 第 4 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の額及び」を「及び勤勉手当の額並びに」に改める。

第 18 条第 1 項及び第 18 条の 2 第 1 項中「管理職手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

(箱根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 8 箱根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 40 年箱根町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年箱根町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 8 条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(箱根町職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正)

- 10 次に掲げる条例の規定中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

(1) 箱根町職員の修学部分休業に関する条例（平成 16 年箱根町条例第 15 号）第 3 条

(2) 箱根町職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 16 年箱根町条例第 16 号）第 3 条

附則別表（附則第 2 項関係）

号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2

27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	

58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		

89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90		86			
95	91		87			
96	92		88			
97	93		89			
98	94		90			
99	95		91			
100	96		92			
101	97		93			
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第 6 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

一般職の期末勤勉手当の支給割合の平準化及び地域手当の支給に伴い、特別職についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出しようとするものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改め、同条第3項中「及び扶養手当」を「の月額及びこれに対する地域手当」に、「給料の月額」を「当該合計額」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

特別職の職員の期末手当について支給割合を平準化することに伴い、議会議員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「内に」を「に」に改め、同項第4号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加える。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅行命令）」を付し、同条第1項中「旅行者」を「旅行」に、「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「すでに」を「既に」に、「第5条」を「次条第1項若しくは第2項」に、「届出」を「申請」に改める。

第5条に見出しとして「（旅行命令に従わない旅行）」を付し、同条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「届出」を「申請」に改め、同条第2項中「届出」を「申請」に、「旅行した後」に「できるだけすみやかに」を「旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第15条第2項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第19条第1項本文の規定による」を削り、「旅行の車賃の額」の次に「として町長が規則で定める額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の箱根町職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以

後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 9 号

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がある
ので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に、「第14条第3項」を「第14条の3」に改める。

第14条の3中「で、かつ、6月以上の任期が定められているもの又は現に6月以上引き続いて勤務しているもの」を削り、「定める者」の次に「（第18条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする改正後の箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 10 号

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年箱根町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号）が令和 7 年 2 月 7 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 12 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 17 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 17 条の 8 第 1 項及び第 2 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の箱根町国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 12 号

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部が令和 7 年 4 月 1 日に改正されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例

箱根町水道法施行条例（平成 24 年箱根町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2 年」を「1 年 6 月」に改め、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年」を「2 年」に改め、同条第 3 号中「よる専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5 年」を「2 年 6 月」に改め、同条第 8 号中「1 年」を「6 月」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「2 年」を「1 年 6 月」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「10 年」を「5 年」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「よる中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「7 年」を「3 年 6 月」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「4年」を「2年」に、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「5年」を「2年6月」に、「7年」を「3年6月」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 394 号）が、令和 6 年 12 月 27 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第14号

令和6年度箱根町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度箱根町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517,045千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,148,523千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月20日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
45 国庫支出金		489,798	82,441	572,239
	5 国庫負担金	215,023	1,386	216,409
	10 国庫補助金	272,102	81,055	353,157
50 県支出金		491,630	△8,839	482,791
	10 県補助金	292,300	△8,839	283,461
65 繰入金		725,166	43,143	768,309
	5 基金繰入金	722,166	43,143	765,309
80 町債		807,300	400,300	1,207,600
	5 町債	807,300	400,300	1,207,600
歳 入	合 計	13,631,478	517,045	14,148,523

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 総務費		4,716,671	11,314	4,727,985
	5 総務管理費	4,434,275	11,314	4,445,589
15 民生費		1,912,999	0	1,912,999
	10 児童福祉費	676,917	0	676,917
20 衛生費		1,729,034	52,481	1,781,515
	10 清掃費	1,295,235	52,481	1,347,716
35 土木費		754,041	△108,454	645,587
	20 都市計画費	295,145	△108,454	186,691
40 消防費		1,063,131	3,304	1,066,435
	5 消防費	1,063,131	3,304	1,066,435
45 教育費		1,174,176	558,400	1,732,576
	10 小学校費	233,576	558,100	791,676
	15 中学校費	102,456	300	102,756
歳 出 合 計		13,631,478	517,045	14,148,523

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	ごみ処理 広域推進事業	千円 3,363,231	令和5年度	千円 7,750	千円 3,363,231	令和5年度	千円 7,750
				令和6年度	15,569		令和6年度	15,569
				令和7年度	1,194,822		令和7年度	913,415
				令和8年度	2,145,090		令和8年度	2,426,497
35 土木費	20 都市計画費	宮ノ下 駐車場 整備事業	241,990	令和6年度	167,480	196,746	令和6年度	59,026
				令和7年度	74,510		令和7年度	137,720
45 教育費	10 小学校費	学長 校舎 施設 寿命 延長 事業	1,789,000	令和5年度	1,232,000	1,789,000	令和5年度	1,232,000
				令和6年度	0		令和6年度	557,000
				令和7年度	557,000		令和7年度	0

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金 額
10 総務費	05 総務管理費	大 涌 谷 火 山 対 策 事 業	495 千円
20 衛生費	05 保健衛生費	地 域 医 療 体 制 推 進 事 業	11,550 千円
45 教育費	25 社会教育費	公 民 館 整 備 事 業	43,709 千円
合 計			55,754 千円

第4表 地方債補正

(追加)

起債の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学 校 施 設 長 寿 命 化 事 業	千円 474,800	証書借入 または、 証券発行 事業の 進捗その 他の都合 により、 起債前借 または、 翌年度に 繰り越し て借り入 れること ができる。	6. 0 % 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 通条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者との融 通条件によ る。 ただし、 町財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、ま たは、繰り 上げ償還も しくは低利 債に借り換 えることが できる。

(変更)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
宮 ノ 下 駐 車 場 整 備 事 業	千円 111,300	証書借入 または、 証券発行 事業の 進捗その 他の都合 により、 起債前借 または、 翌年度に 繰り越し て借り入 れること ができる。	6. 0 % 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 通条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者との融 通条件によ る。 ただし、 町財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、ま たは、繰り 上げ償還も しくは低利 債に借り換 えることが できる。	36,800	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	489,798	82,441	572,239
50 県支出金	491,630	△8,839	482,791
65 繰入金	725,166	43,143	768,309
80 町債	807,300	400,300	1,207,600
歳入合計	13,631,478	517,045	14,148,523

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	4,716,671	11,314	4,727,985	0	0	0	11,314
15 民生費	1,912,999	0	1,912,999	1,102	0	0	△1,102
20 衛生費	1,729,034	52,481	1,781,515	0	0	0	52,481
35 土木費	754,041	△108,454	645,587	△9,038	△74,500	0	△24,916
40 消防費	1,063,131	3,304	1,066,435	0	0	0	3,304
45 教育費	1,174,176	558,400	1,732,576	81,055	474,800	0	2,545
歳 出 合 計	13,631,478	517,045	14,148,523	73,119	400,300	0	43,626

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	489,798	82,441	572,239
	5	国庫負担金	215,023	1,386	216,409
	15	民生費国庫負担金	214,548	1,386	215,934
	10	国庫補助金	272,102	81,055	353,157
	45	教育費国庫補助金	53,639	81,055	134,694

50		県支出金	491,630	△8,839	482,791
	10	県補助金	292,300	△8,839	283,461
	9	民生費県補助金	37,568	199	37,767
	41	市町村自治基盤強化総合補助金	47,705	△9,038	38,667

65		繰入金	725,166	43,143	768,309
	5	基金繰入金	722,166	43,143	765,309
	5	財政調整基金繰入金	706,815	43,143	749,958

80		町債	807,300	400,300	1,207,600
	5	町債	807,300	400,300	1,207,600
	35	土木債	256,600	△74,500	182,100
	45	教育債	120,200	474,800	595,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
6 社会福祉費国庫負担金過年度分	483	障がい者自立支援給付費等国庫負担金過年度分 483
10 児童福祉費国庫負担金	903	児童手当国庫負担金追加 903
5 小学校費国庫補助金	81,055	学校施設環境改善交付金 81,055

10 児童福祉費県補助金	199	保育所等紙おむつ処分事業費県補助金 49 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費県補助金 150
5 市町村自治基盤強化総合補助金	△9,038	市町村自治基盤強化総合補助金更正減 △9,038

5 財政調整基金繰入金	43,143	財政調整基金繰入金追加 43,143

5 都市計画債	△74,500	宮ノ下駐車場整備事業債更正減 △74,500
5 小学校債	474,800	学校施設長寿命化事業債 474,800

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10		総務費	4,716,671	11,314	4,727,985				11,314
	5	総務管理費	4,434,275	11,314	4,445,589				11,314
		70 諸費	13,130	11,314	24,444				11,314

15		民生費	1,912,999	0	1,912,999	1,102			△1,102
	10	児童福祉費	676,917	0	676,917	1,102			△1,102
	5	児童福祉総務費	170,653	0	170,653	150			△150
	10	認定こども園費	293,319	0	293,319	37			△37
	15	保育所費	122,424	0	122,424	12			△12
	20	児童措置費	90,521	0	90,521	903			△903

20		衛生費	1,729,034	52,481	1,781,515				52,481
	10	清掃費	1,295,235	52,481	1,347,716				52,481
	10	ごみ処理費	1,059,843	52,481	1,112,324				52,481

35		土木費	754,041	△108,454	645,587	△9,038	△74,500		△24,916
	20	都市計画費	295,145	△108,454	186,691	△9,038	△74,500		△24,916
	5	都市計画総務費	261,076	△108,454	152,622	△9,038	△74,500		△24,916

40		消防費	1,063,131	3,304	1,066,435				3,304
	5	消防費	1,063,131	3,304	1,066,435				3,304
	10	非常備消防費	67,193	3,304	70,497				3,304

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子 及び割引料	11,314	○経常経費追加 11,314 22 過年度過誤納還付金追加 11,314

		財源振替 ○放課後児童健全育成事業 財源内訳更正
		財源振替 ○認定こども園経常経費 財源内訳更正
		財源振替 ○保育所経常経費 財源内訳更正
		財源振替 ○児童措置経常経費 財源内訳更正

12 委託料	50,889	○経常経費追加 52,481 12 事業実施委託料追加 50,889
18 負担金補助 及び交付金	1,592	18 事業系一般廃棄物外部処理対応交付金追加 1,592

12 委託料	△3,564	○宮ノ下駐車場整備事業更正減 △108,454 12 委託料更正減 △3,564
14 工事請負費	△104,890	14 工事請負費更正減 △104,890

1 報酬	3,304	○報酬追加 3,304 01 消防団員出動報酬追加 3,304

45 教育費 10 小学校費 5 小学校管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
45		教育費	1, 174, 176	558, 400	1, 732, 576	81, 055	474, 800		2, 545
	10	小学校費	233, 576	558, 100	791, 676	81, 055	474, 800		2, 245
		5 小学校管理費	222, 077	558, 100	780, 177	81, 055	474, 800		2, 245
	15	中学校費	102, 456	300	102, 756				300
		5 中学校管理費	72, 675	300	72, 975				300

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	1,100	○学校給食無償化事業追加 1,100 10 賄材料費追加 1,100
11 役務費	42	○学校施設長寿命化事業 557,000 11 役務費 42
12 委託料	10,472	12 委託料 10,472
14 工事請負費	546,486	14 工事請負費 546,486
10 需用費	300	○学校給食無償化事業追加 300 10 賄材料費追加 300

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3	-	25,980	12,051 (4.6)	-	7,807	45,838	5,757	51,595	
	議 員	14	51,060	-	22,902 (4.6)	-	-	73,962	13,766	87,728	
	その他の 特 別 職	668	42,931	-	-	-	-	42,931	9,324	52,255	
	計	685	93,991	25,980	34,953	-	7,807	162,731	28,847	191,578	
補正前	長 等	3	-	25,980	12,051 (4.6)	-	7,807	45,838	5,757	51,595	
	議 員	14	51,060	-	22,902 (4.6)	-	-	73,962	13,766	87,728	
	その他の 特 別 職	668	39,627	-	-	-	-	39,627	9,324	48,951	
	計	685	90,687	25,980	34,953	-	7,807	159,427	28,847	188,274	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特 別 職	0	3,304	-	-	-	-	3,304	0	3,304	
	計	0	3,304	0	0	-	0	3,304	0	3,304	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	486	223,455	1,363,812	1,159,563	2,746,830	484,538	3,231,368	
補正前	486	220,151	1,363,812	1,159,563	2,743,526	484,538	3,228,064	
比 較	0	3,304	0	0	3,304	0	3,304	

職員 手当等 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	30,188	-	54,458	337,970	289,996	42,585	2,072
	補正前	30,188	-	54,458	337,970	289,996	42,585	2,072
	比 較	0	-	0	0	0	0	0

職員 手当等 の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,476	128,379	30,488	2,571	17,400	221,980
	補正前	1,476	128,379	30,488	2,571	17,400	221,980
	比 較	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
—	—	—	—	—	—

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国 県支出金	地方債	その他								
20 衛生費	10 清掃費	ごみ処理広域化推進事業	5	7,750	3,875	0	0	3,875	0	7,750	0	0	0	0.2	
			6	補正前	15,569	7,784	0	0	7,785	0	0	15,569	15,569	0	0.5
				補正額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				補正後	15,569	7,784	0	0	7,785	0	0	15,569	15,569	0	0.5
			7	補正前	1,194,822	403,521	688,700	0	102,601	0	0	0	0	1,194,822	35.5
				補正額	△ 281,407	△ 97,093	△ 162,600	0	△ 21,714	0	0	0	0	△ 281,407	△ 8.3
				補正後	913,415	306,428	526,100	0	80,887	0	0	0	0	913,415	27.2
			8	補正前	2,145,090	612,646	1,306,200	1,225	225,019	0	0	0	0	2,145,090	63.8
				補正額	281,407	120,363	144,800	0	16,244	0	0	0	0	281,407	8.3
				補正後	2,426,497	733,009	1,451,000	1,225	241,263	0	0	0	0	2,426,497	72.1
			計	補正前	3,363,231	1,027,826	1,994,900	1,225	339,280	0	7,750	15,569	15,569	3,339,912	100.0
				補正額	0	23,270	△ 17,800	0	△ 5,470	0	0	0	0	0	0.0
				補正後	3,363,231	1,051,096	1,977,100	1,225	333,810	0	7,750	15,569	15,569	3,339,912	100.0
35 土木費	20 都市計画費	宮ノ下駐車場整備事業	6	補正前	167,480	18,956	111,300	0	37,224	0	0	167,480	167,480	0	69.2
				補正額	△ 108,454	△ 9,038	△ 74,500	0	△ 24,916	0	0	0	0	0	△ 39.2
				補正後	59,026	9,918	36,800	0	12,308	0	0	59,026	59,026	0	30.0
			7	補正前	74,510	11,209	47,400	0	15,901	0	0	0	0	74,510	30.8
				補正額	63,210	5,267	43,500	0	14,443	0	0	0	0	63,210	39.2
				補正後	137,720	16,476	90,900	0	30,344	0	0	0	0	137,720	70.0
			計	補正前	241,990	30,165	158,700	0	53,125	0	0	167,480	167,480	74,510	100.0
				補正額	△ 45,244	△ 3,771	△ 31,000	0	△ 10,473	0	0	0	0	63,210	0.0
				補正後	196,746	26,394	127,700	0	42,652	0	0	59,026	59,026	137,720	100.0

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国 県支出金	地方債	その他								
45 教育費	10 小学校費	学校施設 長寿化事業	5	1,232,000	253,610	977,900	0	490	0	0	1,232,000	1,232,000	0	68.9	
			6	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				補正額	557,000	81,055	474,800	0	1,145	0	0	0	0	0	31.1
				補正後	557,000	81,055	474,800	0	1,145	0	0	557,000	557,000	0	31.1
				補正前	557,000	99,200	446,800	0	11,000	0	0	0	557,000	31.1	
			7	補正額	△ 557,000	△ 99,200	△ 446,800	0	△ 11,000	0	0	0	△ 557,000	△ 31.1	
				補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
				補正前	1,789,000	352,810	1,424,700	0	11,490	0	0	1,232,000	1,232,000	557,000	100.0
			計	補正額	0	△ 18,145	28,000	0	△ 9,855	0	0	0	0	△ 557,000	0
				補正後	1,789,000	334,665	1,452,700	0	1,635	0	0	1,789,000	1,789,000	0	100.0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普 通 債	補正前の額	6,049,549	7,058,558	807,300	677,212	7,188,646
	補 正 額	0	0	355,200	0	355,200
	補正後の額	6,049,549	7,058,558	1,162,500	677,212	7,543,846
2. 教 育	補正前の額	2,768,628	3,552,720	120,200	233,074	3,439,846
	補 正 額	0	0	429,700	0	429,700
	補正後の額	2,768,628	3,552,720	549,900	233,074	3,869,546
5. 都 市 計 画	補正前の額	88,698	70,175	111,300	17,823	163,652
	補 正 額	0	0	△ 74,500	0	△ 74,500
	補正後の額	88,698	70,175	36,800	17,823	89,152
合 計	補正前の額	7,036,965	7,780,000	807,300	843,100	7,744,200
	補 正 額	0	0	355,200	0	355,200
	補正後の額	7,036,965	7,780,000	1,162,500	843,100	8,099,400

議案第 15 号

令和 6 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,207,841 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 国民健康保険料		191,858	10,000	201,858
	5 国民健康保険料	191,858	10,000	201,858
歳 入 合 計		1,197,841	10,000	1,207,841

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
30 基金積立金		1,000	10,000	11,000
	5 基金積立金	1,000	10,000	11,000
歳 出 合 計		1,197,841	10,000	1,207,841

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険料	191,858	10,000	201,858
歳入合計	1,197,841	10,000	1,207,841

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 基金積立金	1,000	10,000	11,000	0	0	0	10,000
歳 出 合 計	1,197,841	10,000	1,207,841	0	0	0	10,000

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
5		国民健康保険料	191,858	10,000	201,858
	5	国民健康保険料	191,858	10,000	201,858
	5	国民健康保険料	191,858	10,000	201,858

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 医療給付費現年度分	7,000	医療給付費現年度分追加	7,000
6 後期高齢者支援金現年度分	2,000	後期高齢者支援金現年度分追加	2,000
7 介護納付金現年度分	1,000	介護納付金現年度分追加	1,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
30		基金積立金	1,000	10,000	11,000				10,000
	5	基金積立金	1,000	10,000	11,000				10,000
	5	国民健康保険 運営準備 基金積立金	1,000	10,000	11,000				10,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	10,000	○国民健康保険運営準備基金積立金追加 10,000 24 国民健康保険運営準備基金積立金追加 10,000

議案第 16 号

令和 6 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,458,025 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
50 繰越金		15,826	150	15,976
	5 繰越金	15,826	150	15,976
歳 入	合 計	1,457,875	150	1,458,025

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
25 諸支出金		3,880	150	4,030
	5 償還金及び還付加算金	3,880	150	4,030
歳 出 合 計		1,457,875	150	1,458,025

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
50 繰越金	15,826	150	15,976
歳入合計	1,457,875	150	1,458,025

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 諸支出金	3,880	150	4,030	0	0	0	150
歳 出 合 計	1,457,875	150	1,458,025	0	0	0	150

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
50		繰越金	15,826	150	15,976
	5	繰越金	15,826	150	15,976
		5 繰越金	15,826	150	15,976

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 前年度繰越金	150	前年度繰越金追加 150

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
25		諸支出金	3,880	150	4,030				150
	5	償還金及び 還付加算金	3,880	150	4,030				150
		5 第1号被保 険者保険料 還付金	3,875	150	4,025				150

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び割引料	150	○第 1 号被保険者保険料還付金追加 150 22 国庫負担金等過年度還付金追加 150